

相続税の申告書

FD3527

税務署長 殿

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要があります。

フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人		
(被相続人)						
氏 名				印		
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)		
住 所				〒 (- -)		
(電 話 番 号)						
被相続人との続柄	職 業					
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号						
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円		
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②				
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③				
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤				
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		000	①	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人)		左の欄には、第2表の②欄の②の人数及び④の金額を記入します。	
	相 続 税 の 総 額	⑦		00000000	②	
	一般の場合	⑧	あん分割合(各人の④)	1.00		左の欄には、第2表の③欄の金額を記入します。
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨				
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩	算出税額(第3表⑩)			相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑩欄の税額を記入します。
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪		円		
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑩)	⑫				
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑪又は⑫)	⑬				
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭				
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮				
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯				
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰				
	計	⑱				
	差引税額(⑨+⑱-⑯)又は(⑨+⑱-⑰) (赤字のときは0)	⑲				
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑳		00		00
小 計 (⑲-⑳) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑					
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒		00		00	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓		00		00	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉔		00		00	
申告税額 (㉑-㉒-㉓-㉔)	㉕		00		00	
申告期限までに納付すべき税額	㉖	△			△	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑨) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	検査印
申告年月日				

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印	
☐ 税理士法第30条の書面提出有	☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成24年4月分以降用)

※税務署整理欄
通 信
日 付
年 月 日
・ ・
(確認者印)

相続税の申告書(続)

F D 3 5 2 8

第1表(続)(平成24年4月分以降用)

※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日	
○フリガナは、必ず記入してください。				財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ							
氏 名				①		①	
生 年 月 日				年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住 所				〒		〒	
(電 話 番 号)				(- -)		(- -)	
被相続人との続柄		職 業					
取 得 原 因				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整 理 番 号							
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①		円			
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③					
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤					
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥			000		000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額						
	相続税の総額	⑦					
	一般の場合	⑧					
	あん分割合(各人の⑧)	⑨					
	算出税額(⑧×⑨)	⑩					
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑪		相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。				
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑫						
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑬					
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑭					
	未成年者控除額(第6表1②、③又は④)	⑮					
	障害者控除額(第6表2②、③又は④)	⑯					
	相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)	⑰					
	外国税額控除額(第8表1⑧)	⑱					
	計	⑲					
	差引(⑬+⑭-⑮)又は(⑮+⑯-⑰)(赤字のときは0)	⑳					
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑥)	㉑			00		00
	小計(⑲-㉑)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉒					
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉓			00		00	
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)	㉔			00		00	
山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)	㉕			00		00	
申告期限までに納付すべき税額(㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖			00		00	
還付される税額(㉒-㉓-㉔-㉕)	㉗						

(注) ①欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	検査印
	申告年月日				

相続税の総額の計算書

被相続人

○この表を修正申告書の第2表として使用するとき、④欄には修正申告書第1表の④欄の⑥Aの金額を記入し、⑤欄には修正申告書第3表の①の⑥欄の⑥Aの金額を記入します。

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。									
① 課税価格の合計額			② 遺産に係る基礎控除額				③ 課税遺産総額		
① (第1表 ⑥A)	円 ,000		$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \frac{\text{④の法定相続人の数}}{\text{⑤の人数}})$ 万円				② (①-②)	円 ,000	
⑤ (第3表 ⑥A)	円 ,000		⑤の人数及び⑤の金額を第1表⑤へ転記します。				③ (②-③)	円 ,000	
④ 法定相続人 (注) 1 参照)			⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算		第3表の「相続税の総額⑦」の計算		
氏名	被相続人との続柄		⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (②×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	円	円	⑨ 法定相続分に 応ずる取得金額 (②×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑩ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	円
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
					,000				,000
法定相続人の数	④ 人	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	00	⑪ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)			00

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	— 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法是、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表 (平成21年4月分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算書 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属（孫）を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。 （注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。				
加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	①	円	円	円
相受開続等 （被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額）	②	円	円	円
算入された財産の価額 （被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産など相続税の課税価格に算入された財産の価額） （第1表①＋第1表②＋第1表③）	③			
加算の対象とならない相続税額 （①×②÷③）	④			
相続税額の加算金額 （①×②） （注）上記②～④の金額がある場合には、 （①－④）×②となります。	⑤	円	円	円
（注）各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。				

2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書 この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。				
控除を受ける人の氏名				
相続開始の年の前年分	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	①	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②		
	その年分の暦年課税分の贈与税額	③	00	00
	控除を受ける贈与税額 （③×②÷①）	④		
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥		
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦	00	00
	控除を受ける贈与税額 （⑦×⑥÷⑤）	⑧		
相続開始の年の前々々年分	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑨	円	円
	⑨のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩		
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00
	控除を受ける贈与税額 （⑪×⑩÷⑨）	⑫		
贈与税の申告書の提出先		税務署 税務署 税務署 税務署		
暦年課税分の贈与税額控除額計 （④＋⑧＋⑫）		⑬	円	円
（注）各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。				

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分] _____,000円 × = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		①※ _____円	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)		
	円	円	円	円	※ _____円
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	
円 00		円		円 ,000	
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (_____円 - _____円)		⑩ _____円	
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑨の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑪ _____円	

(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分] _____,000円 × = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		①※ _____円	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)		
	円	円	円	円	※ _____円
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	
円 00		円		円 ,000	
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (_____円 - _____円)		⑩ _____円	
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑨の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑪ _____円	

(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があつた場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑬の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

未成年者控除額の計算書 障害者控除額

被相続人

第6表（平成23年分以降用）

1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。）					
未成年者の氏名					計
年齢 （1年未満切捨て）	①	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額	②	6万円×(20歳-____歳) = 0,000円	6万円×(20歳-____歳) = 0,000円	6万円×(20歳-____歳) = 0,000円	6万円×(20歳-____歳) = 0,000円
未成年者の第1表の の(⑨+⑪-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額	③	円	円	円	円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②-③の金額）を次の④欄に記入します。					
控除しきれない金額 （②-③）	④	円	円	円	計 ⑤
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ⑤欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の の(⑨+⑪-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額	⑤	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥				
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。					

2 障害者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。）					
		一般障害者	特別障害者		計
障害者の氏名					
年齢 （1年未満切捨て）	①	歳	歳	歳	歳
障害者控除額	②	6万円×(85歳-____歳) = 0,000円	6万円×(85歳-____歳) = 0,000円	12万円×(85歳-____歳) = 0,000円	12万円×(85歳-____歳) = 0,000円
障害者の第1表の の(⑨+⑪-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額	③	円	円	円	円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑮」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②-③の金額）を次の④欄に記入します。					
控除しきれない金額 （②-③）	④	円	円	円	計 ⑤
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ⑤欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の の(⑨+⑪-⑫-⑬) 又は(⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額	⑤	円	円	円	円
障害者控除額	⑥				
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑮」欄に転記します。					

相次相続控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先 税務署	
① 前の相続の年月日 年 月 日	② 今回の相続の年月日 年 月 日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て) 年		④ 10年－③の年数 年	
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。) 円	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額 円	⑦ (⑤－⑥)の金額 円		⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額 (第1表の④の合計金額) 円	
(⑥の相続税額) 円 × $\frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑦の金額}}$		(④の年数) 年 × $\frac{\text{この割合が1を超えは1とします。}}{10}$		相次相続控除額の総額 ① 円	

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合 ⑧の割合	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
	(上記①の金額) 円	円	⑧ 円		円

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除額の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮の割合 ⑧の割合	⑱ 各人の相次相続控除額(⑭×各人の⑰の割合)
	(上記①の金額) 円	円	⑧ 円		円

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。

2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑩」欄に転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数 (500万円× 人)により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円 , 000, 000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額 円	② 非課税金額 $\left(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}} \right)$ 円	③ 課税金額 (①－②) 円
合 計	⑤		

- (注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

退職手当金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

- (注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
- 2 相続人以外の人を受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の①の〕 〔法定相続人の数〕 (500万円× 人 により計算した金額を右の④に記入します。)			④ 円 ,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 各人の① $\left(\text{④} \times \frac{\text{①}}{\text{③}} \right)$	③ 課税金額 (①-②)	
	円	円		円
合 計	⑤			

(注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

(相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 を 除 き ま す。)

第11表 (平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します

遺産の分割状況	区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
	分割の日	・	・	

第11表(平24.4) (資4-20-12-1-A4統一)

相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 の 明 細 書
相 続 時 精 算 課 税 分 の 贈 与 税 額 控 除 額 の 計 算 書

被 相 続 人

第11の2表 (平成24年4月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた 人の氏名	② 贈与を受けた 年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)				
	⑦ 課税価格の合計額 (④の合計額)	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額 (⑤の合計額)					
	⑨ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額 (⑥の合計額)					

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②⑨欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた 人の氏名	② 贈与 年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	価額
								円

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表1（平成24年4月分以降用）

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します（裏面参照）。

1 特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名	

2 特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積）	③ 特例適用残面積 (①－②)
	400㎡	㎡	㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算			
④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））	⑦ 特例適用残価額 (⑤－⑥)
円	円	円	円

- （注）1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
- 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算			
⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 又は $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）	
円	円	円	

- （注）1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 」により計算します。
- 3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$ 」により計算します。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その3）

被 相 続 人

第11・11の2表の付表2の3（平成22年4月分以降用）

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。

1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合

2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合

（注） 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額		
一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。		
(1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。		
(2) 上記2に該当する場合には、⑩欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。		
宅地等の所在地	①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡） 評価額（円）
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額						
上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。						
(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。						
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。						
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。						
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。						
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。						
宅地等の取得者氏名		⑭持分割合	／			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑭	⑧×⑭				
B	③×⑭	⑨×⑭				
C	④×⑭	⑩×⑭				
D	⑤×⑭	⑪×⑭				
E	⑥×⑭	⑫×⑭				
F	⑦×⑭	⑬×⑭				
宅地等の取得者氏名		⑮持分割合	／			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑮	⑧×⑮				
B	③×⑮	⑨×⑮				
C	④×⑮	⑩×⑮				
D	⑤×⑮	⑪×⑮				
E	⑥×⑮	⑫×⑮				
F	⑦×⑮	⑬×⑮				

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者		発生年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地	弁済期限			
				・ ・	円		円
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
合	計						

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
		・ ・	円		円
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
合 計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)				
債務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③				
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④				
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥				
合計 (③+⑥)		⑦				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③③、③④及び③⑤欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表 (平成24年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細					② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価額に 加算される価額 (①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1		..					円	円	円
2		..							
3		..							
4		..							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額			氏名	(各人の合計)					
			④金額	円	円		円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者)

(受贈財産の番号)

私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価額に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。
- 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした 相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
..					円		
..							
			合計				

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

局(所)		署
年分	ページ	

(住居表示)	()		所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)		使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)		
所在地番									
地目	地積	路線価						地形図及び参考事項	
宅地原野雑種地 田畑山林 []	m ²	正面	側方	側方	裏面				
		円	円	円	円				
間口距離	m	利用区分	自用地、貸家転借権、付家転借権、借地権、借家権、権利	地区区分	ビル街地区、高度商業地区、繁華街地区、普通住宅地区、中小工場地区、大工場地区、普通商業・併用住宅地区				
奥行距離	m								
自用地方メトリル当たりの評価額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価)	(奥行価格補正率)						(1m ² 当たりの価額) 円	A
	$\text{円} \times \dots$								
	2 二路線に面する宅地 (A)	[側方裏面]	路線価	(奥行価格補正率)	[側方二方]	路線影響加算率	(1m ² 当たりの価額) 円	B	
	$\text{円} + (\dots \text{円} \times \dots \times 0. \dots)$								
	3 三路線に面する宅地 (B)	[側方裏面]	路線価	(奥行価格補正率)	[側方二方]	路線影響加算率	(1m ² 当たりの価額) 円	C	
	$\text{円} + (\dots \text{円} \times \dots \times 0. \dots)$								
	4 四路線に面する宅地 (C)	[側方裏面]	路線価	(奥行価格補正率)	[側方二方]	路線影響加算率	(1m ² 当たりの価額) 円	D	
	$\text{円} + (\dots \text{円} \times \dots \times 0. \dots)$								
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)	(間口狭小補正率)	(奥行長大補正率)	(1m ² 当たりの価額) 円				E	
$\text{円} \times (\dots \times \dots)$									
5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※						(1m ² 当たりの価額) 円	F	
※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) m × (想定整形地の奥行距離) m = (想定整形地の地積) m² (想定整形地の地積) m² - (不整形地の地積) m² ÷ (想定整形地の地積) m² = (かけ地割合) % (不整形地補正率表の補正率) 0. × (間口狭小補正率) = 0. ① [不整形地補正率 (①、②のいずれか低い率、0.6を限度とする。)] (奥行長大補正率) × (間口狭小補正率) = 0. ②									
6 無道路地 (F)	(※)						(1m ² 当たりの価額) 円	G	
$\text{円} \times (1 - 0. \dots)$									
※割合の計算 (0.4を限度とする。)									
(正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積)									
$(\dots \text{円} \times \dots \text{m}^2) \div (\dots \text{円} \times \dots \text{m}^2) = 0.$									
7 がけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの)	[南、東、西、北]	(がけ地補正率)				(1m ² 当たりの価額) 円	H		
$\text{円} \times 0.$									
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの)	(控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))						(1m ² 当たりの価額) 円	I	
$\text{円} \times (1 - 0. \dots)$									
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)							(1m ² 当たりの価額) 円	J	
$\text{円} \times 0.3$									
自用地の評価額	自用地上1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうちの該当記号)	地積	総額 (自用地上1m ² 当たりの価額) × (地積)				K		
() 円		m ²	円						

- (注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。(資4-25-1-A4統一)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)			被相続人																	
種類	細目	番号	(氏名)																	
※ 整理番号																				
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①																		
	畑	②																		
	宅地	③																		
	山林	④																		
	その他の土地	⑤																		
	計	⑥																		
	⑥のうち 特別 農地等	通常価額 農業投資価格 による価額	⑦ ⑧																	
家屋、構築物	⑨																			
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩																		
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪																		
	売掛金	⑫																		
用財産	その他の財産	⑬																		
	計	⑭																		
有価証券	特定同族 会社の株式 及び出資	⑮																		
	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	⑯																		
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰																		
	公債及び社債	⑱																		
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑲																		
	計	⑳																		
現金、預貯金等	㉑																			
家庭用財産	㉒																			
その他の財産	生命保険金等	㉓																		
	退職手当金等	㉔																		
	立木	㉕																		
	その他	㉖																		
	計	㉗																		
合計 (⑥+⑨+⑭+⑲+㉑+㉒+㉗)	㉘																			
相続時精算課税適用財産の価額	㉙																			
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑭+⑲+㉑+㉒)	㉚																			
⑯のうち猶予対象の 株式等の価額の80%の額	㉛																			
⑰のうち猶予対象の 株式等の価額の80%の額	㉜																			
債務	㉝																			
葬式費用	㉞																			
等	合計(㉝+㉞)	㉟																		
差引純資産価額(㉘+㉟-㉛)	(赤字のときは0)	㊱																		
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊲																			
課税価額(㊱+㊲)	(1,000円未満切捨て)	㊳																000		

第15表(続) (平成21年4月分以降用)

相 続 財 産 の 種 類 別 価 額 表 (続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)			被 相 続 人	
種 類	細 目	番 号	(氏 名)	
※	整 理 番 号			
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①		
	畑	②		
	宅 地	③		
	山 林	④		
	そ の 他 の 土 地	⑤		
	計	⑥		
	⑥のうち特例農地等	⑦		
	通常価額 農業投資価格による価額	⑧		
家 屋 、 構 築 物	⑨			
事業 (農業用財産)	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪		
	売 掛 金	⑫		
	そ の 他 の 財 産	⑬		
	計	⑭		
有 価 証 券	特定同族会社の株式及び出資	⑮		
	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの	⑯		
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰		
	公 債 及 び 社 債	⑱		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲		
計	⑳			
現 金 、 預 貯 金 等	㉑			
家 庭 用 財 産	㉒			
そ の 他 の 財 産	生 命 保 険 金 等	㉓		
	退 職 手 当 金 等	㉔		
	立 木	㉕		
	そ の 他	㉖		
	計	㉗		
合 計 (⑥+⑨+⑭+⑲+㉑+㉒+㉗)	㉘			
相続時精算課税適用財産の価額	㉙			
不 動 産 等 の 価 額 (⑥+⑨+⑩+⑮+⑯+㉕)	㉚			
⑮のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉛			
⑰のうち猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜			
債 務	㉝			
葬 式 費 用	㉞			
合 計 (㉝ + ㉞)	㉟			
差引純資産価額 (㉙+㉚-㉟) (赤字のときは0)	㊱			
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊲			
課 税 価 格 (㊱+㊲) (1,000円未満切捨て)	㊳			

第15表(続)(平成21年4月分以降用)